

包括外部監査人 公認会計士 高橋浩彦
(連絡先)
新日本有限責任監査法人 岐阜事務所
〒500-8856
岐阜市橋本町二丁目8番地濃飛ニッセイビル8階
Tel 058 253 8856 Fax 058 253 8841
E-mail takahashi-hrhk@shinnihon.or.jp

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書の概要

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

岐阜県包括外部監査人
公認会計士 高橋 浩彦

平成 23 年度 岐阜県包括外部監査結果報告書の概要

第1. 監査の概要

1. 選定した特定の事件

基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について

2. 事件を選定した理由

岐阜県は県土の 8 割を森林が占め、山岳地帯を有し、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川をはじめとした河川も多く有する自然豊かな地理的環境にある。この地理的環境は、落石、地すべり、土石流、雪崩、台風や豪雨による河川の氾濫・家屋の浸水などの自然災害が発生しやすい環境であるともいえる。平成 22 年 7 月 15 日から 16 日にかけての中濃・東濃地域を中心とした記録的な豪雨災害「7.15 豪雨災害」は、県内各地に甚大な被害をもたらし、土石流、がけ崩れ、河川の氾濫等により、死者 4 名、行方不明者 2 名、全壊・半壊・一部破損家屋 15 棟などの被害が発生したところである。

さらに、近年の発生が予測されている東海・東南海地震や活断層による直下型地震の発生による被害も懸念されており、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の甚大な被害を目の当たりにし、災害時に備えた基盤整備は急務の課題である。

また、岐阜県は、県が直面すると考えられる課題を長期的な視点から検討したうえで、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するため、平成 21 年 3 月、「岐阜県長期構想」、「岐阜県行財政改革指針」を策定した。この指針では、平成 21 年度から平成 24 年度までの 4 年間で「緊急財政再建期間」と位置づけており、その具体的な取組みとして「岐阜県行財政改革アクションプラン」を平成 22 年 3 月に公表している。

アクションプランでは、平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、構造的な財源不足の段階的な解消を目指しており、社会基盤整備に係る予算に関しても、抑制が必要とされている。しかし、生命や財産に被害が及ぶ危機や不安から県民を守ることは県政の責務であり、上記財政再建下にあっても、「暮らしの安全・安心確保プロジェクト」や「自然災害死者ゼロプロジェクト」は、重点プロジェクトと位置付けられている。

よって、財政再建下の限られた財源が、必要とされる事業に時期を逸することなく活用されるよう、県民の安心・安全を目的とした県の基盤整備事業が、関係法令、条文規則等に従い適法に行われていることはもとより、適切かつ効率的に、また経済性をも考慮して実施されているかを検証するために、監査テーマとして選定した。

3. 監査の要点

- (1) 工事や維持管理に際しては、岐阜県の諸計画と整合性が取られているか
- (2) 請負工事及び委託業務の入札が関連法令や条文等に準拠して行われ、透明性・公

平性・競争性が確保されているか

- (3) 請負工事及び委託業務の入札が適切に実施され、コスト削減が図られているか
- (4) 施設の維持管理のため、岐阜県が管理する施設の状態の網羅的な把握や評価が行われ、その情報の整備が適切に行われているか
- (5) 計画と実績の把握が適切に行われ、進捗状況が把握されているか
- (6) 施設が機能を発揮するため、適切な維持管理が行われているか
- (7) 災害への対策が県民の安心・安全を確保するように行われているか

4. 監査の結果、指摘事項及び意見の件数

指摘を14件、意見を31件提示した。

項目	指摘	意見	合計
道路事業	5	6	11
河川及び砂防事業	4	8	12
農林事業	0	9	9
契約事務及び事業評価	5	8	13
合計	14	31	45

第2. 岐阜県の基盤整備事業

岐阜県では、厳しい財政状況の中において、地域の活力と暮らしの安心・安全を実現するために、「県土整備ビジョン」にて、中長期的な基盤整備に関する事業計画を策定し、今後岐阜県が取り組むべき政策を提示している。

1. 概要

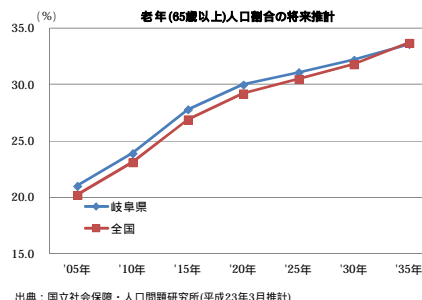
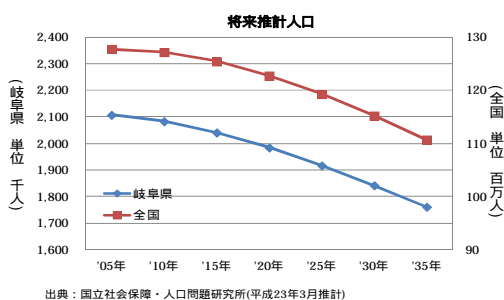
県土整備ビジョンは、平成 17 年度に実施した政策総点検において、県土整備に対する長期的な計画策定を求める意見があり、それを受けて『安全・安心な県土』、『活力ある県土』を目指した道路、河川、砂防事業ごとの中長期ビジョンを県民に対して示すとともに、どのように県土整備を進めていくのかを明らかにし、公共事業への理解を得ることを目的としている。

中長期的には、「県土 1,700 km 骨格幹線ネットワーク構想」、「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」、「八山系砂防総合整備計画」によって、『あるべき県土の姿』に向けた事業ごとの整備目標を示している。

2. 県土整備ビジョン策定の背景

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

岐阜県においては 2010 年の国勢調査では 2005 年の調査結果に続き減少傾向にある。人口は長期的な減少過程に入り、2020 年には 1,984 千人と 2,000 千人を割り込み、2035 年には 1,761 千人になると推計される。さらに老年(65 歳以上)人口割合は、2010 年の国勢調査では 20%を超え、今後も急激に増加する見込みであり、2025 年頃には 596 千人(31.1%)とピークに達し、老年人口割合は 20 年以後、30%を超える水準が予想される。このように、岐阜県においては人口減少・高齢化社会が訪れることが不可避な状況であり、今後の県土整備のあり方にも大きな影響を及ぼす。

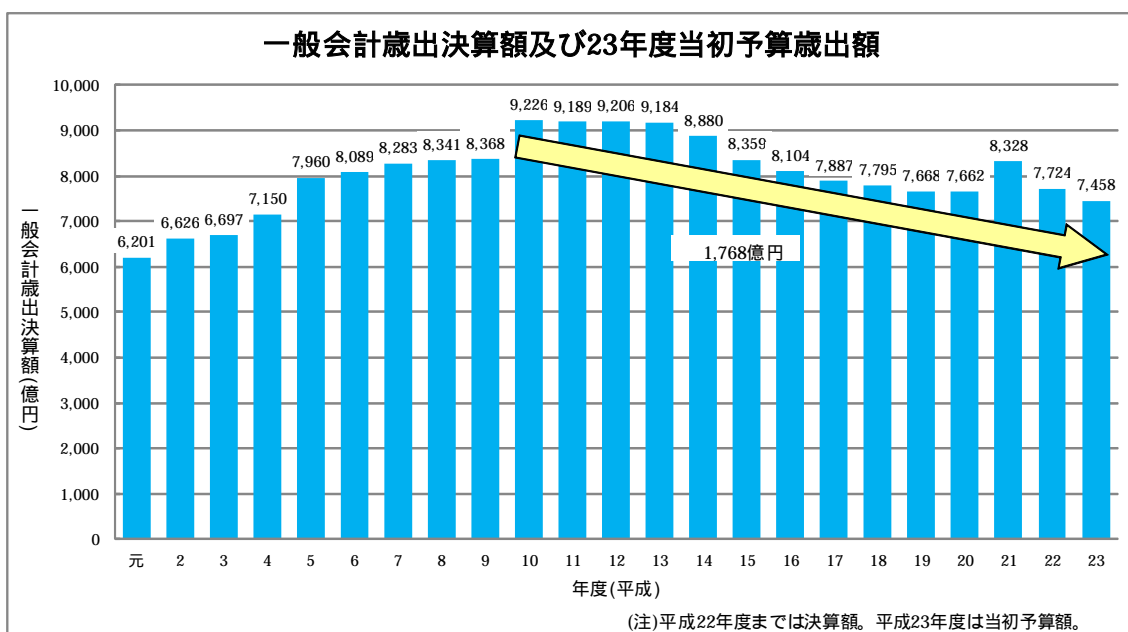


(2) 厳しい財政状況

岐阜県財政は、県税及び地方交付税などの一般財源総額の増加が見込めない一方で、県債残高の累増に伴う公債費の増大、少子高齢化の進展などによる社会保障関係経費の

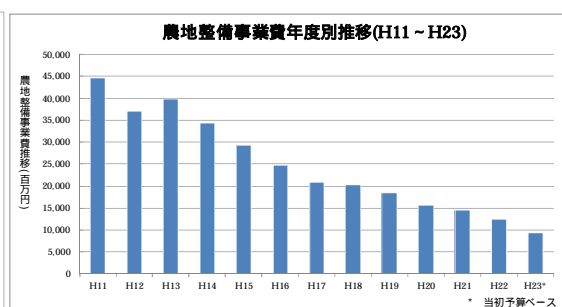
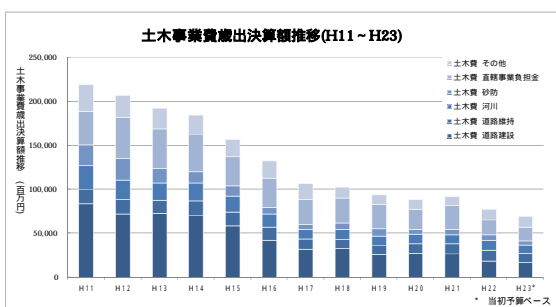
増加が今後も続くと思われている。つまり、県土を整備するにあたっては絶対的な財源不足という厳しい状況にあると言える。

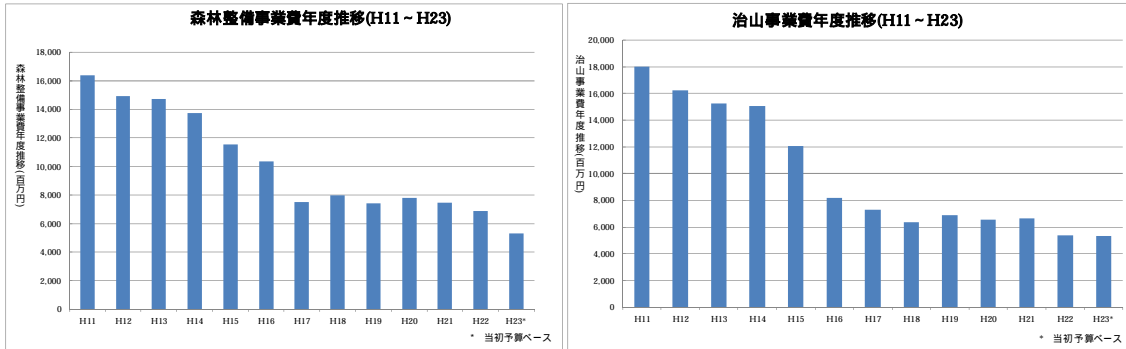
バブル経済崩壊後の平成4年以降、国は経済対策として公共投資を中心に財政出動を拡大した。これに呼応して、岐阜県でも投資的経費(公共投資)を増やした結果、平成10年度に財政規模はピークとなった。その後、国の三位一体改革などによって財政状況が厳しくなったことを受けて、投資的経費(公共投資)の抑制、職員の削減や事務事業の見直しなど行財政改革の取組みを進めてきた結果、財政規模は縮減傾向にある。



一般会計歳出額は、上記のように平成11年度以降縮減傾向にあるが、個別の事業費(土木事業費、農地整備事業費、森林整備事業費及び治山事業費)についても、投資的経費(公共投資)の抑制等の影響を受けて、平成11年以降、財政規模は縮減傾向にある。個別の事業費の平成23年度当初予算額と平成11年度決算額を比較すると以下のとおりとなる。

土木事業費	：対平成11年度決算額比	149,957百万円	69%
農地整備費	：対平成11年度決算額比	35,195百万円	79%
森林整備事業費	：対平成11年度決算額比	11,050百万円	68%
治山事業費	：対平成11年度決算額比	12,672百万円	70%





(3) 公共事業に対する県民の評価

平成 17 年に実施した政策総点検では、岐阜県は広大な面積を有し、その 8 割が山地である地形的な制約のために依然として道路整備が遅れている状況にあること、公共交通機関が十分に整備されていないことから、輸送手段として道路の重要性が高いこと、また、東海環状自動車道など幹線道路ネットワークの整備が重要であることなどから、「道路整備に対しては積極的に推進すべき」との県民の意見が多く寄せられている。一方で「道路整備は抑制すべき」、「費用対効果を重視し整備の必要性に応じて優先順位を付けるべき」との意見もある。

また、河川改修や砂防事業など、災害を防止するための事業については、施策を推進することで県民の意見は一致している。つまり、厳しい財政状況の中にあっても、地域の特性を踏まえて、整備の優先順位や効果的な整備手法を検討し、さらに河川情報、土砂災害情報、ハザードマップなどのソフト対策を一体的に実施し、総合的な対策として確実に実施すべきとの意見である。

3. 県土整備の目指す方向

(1) 安全・安心な県土づくり

岐阜県は全国でも数少ない内陸県の一つで、北部は山地、南部は濃尾平野の一部である美濃平野が広がり、3,000m 級の山岳地帯から海拔 0m の水郷地帯まで起伏に富んだ地形を有している。豊富な山河により形成される豊かな自然環境は、一方では、大雨が降ると急峻な山地をつたって河川に水が一気に流れ出し、人口が集中する平野部を中心に洪水が発生するという特性を有している。市街地の多くが、河川に囲まれた低い平地に立地していることや、流域における保水機能や遊水機能の低下が、市街地の洪水発生危険性を高める要因となっている。

岐阜県では長良川の破堤という甚大な被害をもたらした 76 年の「9.12 豪雨災害」、近年では 04 年の「台風 23 号」による災害、06 年の「平成 18 年 7 月豪雨」による災害など、これまで多くの自然災害に見舞われてきた。

このように、岐阜県の県土の全域において災害に対して未だ脆弱であり、自然災害を

未然に防止し、安心して生活できる社会基盤の整備が求められている。つまり、治水対策や土砂災害対策を着実に推進し、県民が安心して生活していくことができる県土の保全を進める必要がある。

(2) 活力ある県土づくり

現在、都市部では商業機能や行政機能の郊外展開などとも相俟って、中心市街地の拠点性が低下している。一方、中山間地域は担い手の減少、高齢化が進行し、集落機能や地域の維持・管理機能の低下が懸念されている。

今後、人口減少社会が進行する中においても、生活の質的向上を図っていくためには、各地域が相互に補完し、サービスの選択肢を拡大していくことが必要である。

このため、鉄道網などの公共交通機関が十分に整備されていない岐阜県においては、各生活圏を効果的に結ぶ道路整備の重要性がますます増大される。また活動の領域が限定される子どもや高齢者に配慮した歩道整備、バリアフリー化、交差点改良などのきめ細やかな基盤整備により、コミュニティレベルの活力向上も図らなければならない。

(3) 県土整備の進め方

現在の厳しい財政事情のもとでは社会資本整備に係る予算も例外なく抑制しなければならないが、このような状況にあっても、県民が安心して暮らすことができ、地震・風水害などの災害から人命・財産を守る『安全・安心な県土作り』、中部圏全域の広域的な連携を促進する幹線ネットワークや都市部と中山間地域を効果的に結ぶ道路などの『活力ある県土づくり』を目指すことが必要である。

このため、道路、河川、砂防の事業ごとに中長期的な計画を、『県土のあるべき姿』として県土整備目標を設け、着実に歩みを進めている。

第3. 主な指摘及び意見

1. 道路事業

(1) 橋梁の耐震対策と定期点検について（意見）

橋梁の耐震対策に関して、下部工については昭和 55 年より古い基準で設計した橋梁について耐震補強対策を進めている。また、上部工については平成 8 年より古い基準で設計した橋梁について落橋防止対策を進めている。

また、15m 以上の橋梁と 15m 未満の橋梁に分けて定期点検を実施している。15m 未満の橋梁については、5 年に 1 回簡易点検を行っており、15m 以上の橋梁については、5 年に 1 回予備点検を行うとともに予備点検の結果を受け必要が認められる場合には詳細点検を行っている。これらの点検の結果は「橋梁長寿命化修繕計画」の基礎資料として利用し、補修が必要な橋梁を判別して必要な補修を実施している。

平成 23 年 3 月末現在において、耐震対策について、緊急輸送道路上の橋梁で未対策のものが 100 橋ある。また、緊急輸送道路以外の橋梁で未対策のものが 215 橋ある。緊急輸送道路上の橋梁並びに、緊急輸送道路以外の橋梁についても倒壊による被害が予想されるものについては早急に対策を講ずるべきである。

また、定期点検に関して竣工後 15 年程度経過後に初回の定期点検を行うことになっており、竣工後 15 年未満の橋梁については定期点検を行っていない。これは、岐阜県橋梁修繕検討委員会の場で専門家の意見等を受け、劣化が早いと想定される塗装部分が 15 年程度で補修時期に来ることを根拠としているものである。しかし、事故や震災等通常の原因によらない劣化も想定されることから、橋梁ごとの状況に応じて竣工後 15 年未満の橋梁についても必要がある場合には 15 年を待たずに定期点検の開始を検討することが望ましい。

橋梁耐震対策の進捗状況(平成23年3月末現在)

(単位:橋)

区 分	橋数数	要対策	対策済	未対策	進捗率
緊急輸送道路上に架かる橋梁	812	674	574	100	85.5%
孤立集落接続路線に架かる橋梁	96	77	33	44	49.2%
交通量が多い道路に架かる多径間の橋梁(1,000台/日以上)	102	100	63	37	63.0%
その他の道路に架かる橋梁	609	436	302	134	69.3%
合 計	1,619	1287	972	315	75.5%

なお、今後の橋梁耐震対策としては、緊急輸送道路上の耐震対策は平成 27 年度、孤立集落接続路線上の耐震対策は平成 29 年度、交通量の多い路線上の多径間橋梁の耐震対策は平成 31 年度を目途に完了させる予定である。

区 分	橋梁数	要対策	対策済	未対策橋梁数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33以降	
					緊急輸送道路	S55道示より古い橋梁の落橋防止	451	438	379	59	→					
	S55道示以降の橋梁の落橋防止	361	236	195	41	31	13	14	1	→						
	小 計	812	674	574	100	0	5	7	17	12	→					
孤立集落接続道路	S55道示より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強	11	9	4	5	5	→									
	S55道示より古い橋梁の落橋防止	34	34	16	18	0	1	7	5	5	→					
	S55道示以降の橋梁の落橋防止	51	34	13	21	→						13	8	→		
	小 計	96	77	33	44	5	1	7	5	5	13	8	-	-	-	
交通量の多い道路	S55道示より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強(10,000台/日以上)	40	40	28	12	→										
	S55道示より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強(1,000台/日以上)	62	60	35	25	5	0	1	1	1	2	1	1	→		
	小 計	102	100	63	37	5	0	1	1	1	5	8	10	6	-	
その他の道路	S55道示より古い橋梁の落橋防止と橋脚補強(1,000台/日未満)	36	34	12	22	→										
	上記以外の橋梁	573	402	290	112	→										
	小 計	609	436	302	134	0	0	0	0	0	0	0	1	4	10	
	合計	1,619	1,287	972	315	41	19	29	24	18	18	16	11	10	10	

平成 22 年度及び平成 23 年度の橋梁耐震対策の予算は以下のとおりであった。

今後、事業を継続するにあたり同規模の予算の手当てが必要となってくることが予測される。

橋梁耐震対策の予算

(単位: 千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
橋梁耐震対策事業関係予算	1,625,560	1,925,991

H22年度分の補助事業予算には補修系事業予算も含む決算額ベース

H22年度分の補助事業予算には補修系事業予算も含む3月補正予算見込額ベース

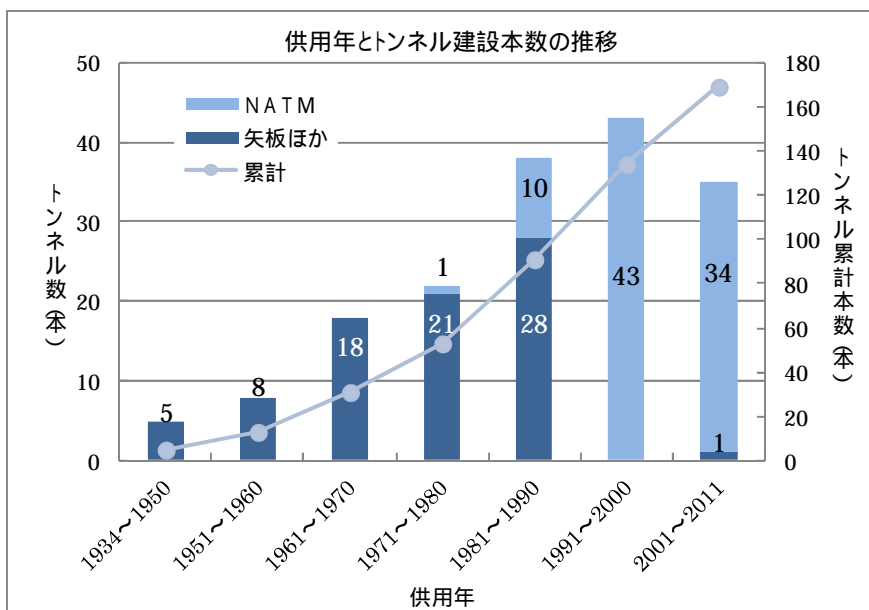
予算別明細

(単位: 円)

区 分	平成22年度	平成23年度
補助 地域活力基盤創造交付金事業	1,106,540,000	-
補助 橋梁補修費	519,020,000	-
補助 自主戦略交付金	-	1,254,784,197
補助 社会資本整備総合交付金(全国防災事業分)	-	564,664,800
県単 緊急輸送道路通行確保対策推進費	-	106,542,100

(2) 県管理のトンネルの維持管理について (指摘)

岐阜県は周囲を 7 つの県に囲まれた内陸県であり、西部は養老山地や伊吹山地、東部は木曾山脈や飛騨山脈といった山々に囲まれ、各県との県境はほとんどが山地や山脈である。平野(海拔 100m 以下)の面積は県土の 2 割に満たず、県内、県外各方面へのアクセスにおいてトンネルは非常に重要な役割を担っている。



トンネルの建設本数は、2012 年完成予定の「金山下呂トンネル（仮称）」を含め、171 本であり、1934 年（昭和 9 年）建設の「馬坂トンネル」が一番古く、供用開始から 77 年が経過している。

全トンネル（171 本）における工法別の内訳は、矢板工法（トンネルを掘り、掘削壁面に木製や鉄製の板をあてがい、鉄製の枠で支えて、表面をコンクリートで仕上げる工法）が 76 本、NATM 工法（New Austrian Tunneling Method（新オーストリア工法）というもので、一般的に NATM（称：ナトム）と呼ばれる。掘削直後に地山に密着して吹付コンクリートとロックボルトを施工することにより、地山の緩みを最小限に抑え、本来地山が有している支保能力を最大限に利用する工法）が 90 本、その他が 5 本となっており、1990 年代以降は NATM 工法が主となっている。

道路や橋梁と同様、トンネルにおいても使用により変状が生じ、その種類には「ひび割れ」、「漏水」、「うき・はく離」、「導水工の排水不良」、「路面損傷」など、多岐にわたる。

トンネルの維持管理を効率的に行うためには、過去に変状が発生したトンネル、今後変状が発生する可能性が高いトンネルから優先的かつ重点的に点検を行うことが重要であり、全てのトンネルに変状に応じた点検の優先順位を設ける必要がある。

岐阜県は、優先順位の決定に際して、情報が不足していることから平成 11 年度にトンネル緊急点検を実施し、どのような条件のトンネルが変状を発生しているかといった観点から考察を加え、点検結果の分析を行った。分析の結果、変状の発生はトンネル施工方法、トンネル延長、積雪寒冷地か否か等と相関性が高いことが判明した。

この分析結果を受け、平成 15 年 4 月に制定された「トンネル簡易保守点検マニュアル」において定期点検の頻度が規定されている。当該マニュアルによれば、トンネルをその変状により A～E の 5 つのグループに分け A 及び B グループについては、5 年

に 1 回トンネル全体を遠望目視し、要注意箇所並びに変状・対策箇所について近接目視プラス打音検査を実施、C 及び D グループについては 5 年に 1 回要注意箇所並びに変状・対策箇所を遠望目視し、変状・対策箇所について近接目視プラス打音検査を実施、E グループについては 10 年に 1 回要注意箇所並びに変状・対策箇所を遠望目視することとされている。

さらに、変状によるグループ分けに加え、トンネルの位置する路線の重要性、既に発生している変状の程度等を加味して全てのトンネルに優先順位を付している。

グループ分けの結果、以下の図表に示したとおり、矢板工法にもとづくトンネル 76 本のうち、変状グループが A～D に分類されたものは、75 本であり（E グループのトンネルは伊西トンネル<2004 年度施工（拡幅）>）、平成 15 年から平成 27 年までの期間において、点検実施計画が策定されている。

(単位: 本、カッコ内は点検予定本数)

掘削工法	矢板			NATM			その他			
	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	延長(m)	覆工面積(m ²)	路面面積(m ²)	
変状グループ	43(43)			0			4(4)			
	A									
	延長(m)	9,032	153,544	62,941	0	0	0	131	2,227	794
	7(7)	0			1(1)					
	B									
	延長(m)	3,364	57,188	29,396	0	0	0	35	595	228
21(21)	0			0						
C										
延長(m)	15611	265,387	132,358	0	0	0	0	0	0	
4(4)	0			0						
D										
延長(m)	2,457	41,769	18,902	0	0	0	0	0	0	
1(0)	88(0)			0						
E										
延長(m)	401	6,817	3,208	67,402	1,105,760	637,237	0	0	0	

上記の変状グループによるトンネル数を合計すると169箇所になるが、高富トンネル、井ノ口トンネルについて、上下線を別でカウントしているためである。

平成 22 年度末までの点検実施トンネル数は 20 本であり、点検費用は 130,655 千円であった。また、今後における平成 23 年度から平成 27 年度までの点検予定トンネル数は 60 本であり、点検費用は 263,915 千円と見積もられている。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
点検数(本)	6	4	3	0	0	3	4	0	20
点検費用(千円)	14,646	22,932	29,439	0	0	31,415	32,223	0	130,655
				H23	H24	H25	H26	H27	合計
				22	18	6	8	6	60
				53,725	54,289	56,657	53,364	45,880	263,915

監査の結果、平成 22 年度末では、点検実施トンネル数が 20 本であり、「トンネル簡易保守点検マニュアル」に従った定期点検の頻度で定期点検がなされていない。マニュアル通りの頻度で定期点検を行うべきである。

また、「トンネル簡易保守点検マニュアル」に記載の優先順位通りに定期点検が実施されておらず、平成 22 年度末で福島第一トンネル、福島第二トンネル、節谷隧道及び越前トンネルなど優先順位が 50 位以内で未実施のトンネルが 37 トンネルある。優先

順位が高順位でありながら未実施のトンネルについては、早急に定期点検を実施すべきである。

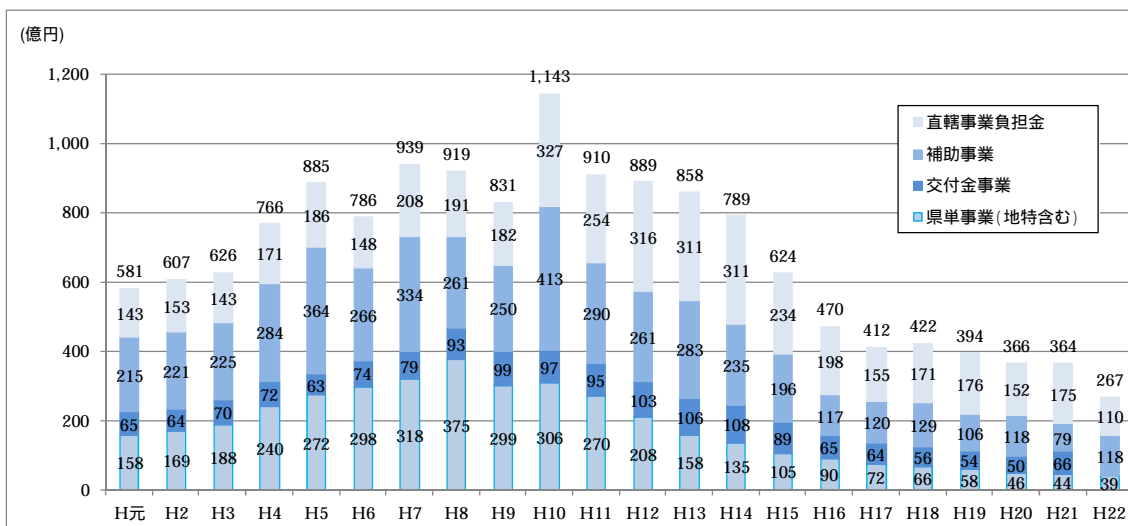
また、従来型の維持管理（事後保全）によって大規模な対策が必要となる前に、道路や橋梁と同様、トンネルにおいても、損傷が比較的小規模なうちに対策を行う予防保全、すなわちアセットマネジメントの考え方を取り入れることで、将来の投資額の削減や補修箇所の早期発見による安心・安全な交通網が確保されることが期待される。

定期的な点検により、新たに変状が確認された場合は、詳細調査を行ったうえで効率的・効果的な対策を行うことが重要であると考えられる。

現在は主に矢板工法のトンネルを中心に点検実施を行っているが、最初に NATM 工法により建設されたトンネルについて、現在供用開始から 32 年を経過しようとしている。今後は、NATM 工法のトンネルを含めた定期的な点検を実施し、優先順位を設けたうえで、アセットマネジメントの考え方を徹底していく必要がある。

(3) 道路建設事業における休止箇所と取得済み未供用地の評価差額について（意見）

岐阜県の財政状態は大変厳しく、また、平成 22 年度における国の公共事業関連予算が大幅に削減されたことから、道路整備においては、新規事業箇所を一定程度抑制することとしている。平成 22 年度当初予算における道路建設予算は、平成 10 年度のピーク時と比較して約 23%に減少（約 1,143 億円 約 267 億円）している。



最終予算、平成 22 年度のみ当初予算
 道路建設課所管予算 但し、次に掲げる予算を含まない（添架負担金、原因者負担金、道路諸費、高速道路対策費）
 平成 22 年当初予算は、補助事業と交付金事業の配分が未定であるため、一括して補助事業に計上

このように、道路建設予算の減少する中で、岐阜県は平成 21 年度の公共事業 60 箇所のうち、同年度内に完了予定工区の 5 箇所を除く公共事業 55 箇所について評価を行ったうえで、地元関係自治体とも協議し、2 割程度の絞り込みを実施した結果、7 箇所を休止とした。

道路建設事業の箇所数

	平成21年度		平成22年度		対前年比
	箇所数	内完了箇所	箇所数	休止箇所数	
公共事業 (補助+交付金)	60	5	48	7	0.80
県単独事業	133	33	100	0	0.75
計	193	38	148	7	0.77

道路建設事業休止箇所選定の考え方は以下のとおりである。

継続中の事業を優先度に基づきランク付けを行う。

Aランク:整備促進に努める箇所

- ・今年度完成する箇所
- ・すでに債務負担工事を発注している箇所
- ・東海環状自動車道のインターアクセス道路

Bランク:整備を進めるがペースを落とす箇所

- ・県土1,700km骨格幹線ネットワーク構想の推進箇所
- ・ぎふ清流国体関連アクセス道路の整備箇所
- ・雨量規制区間が解消もしくは緩和される箇所
- ・現道の交通量が一定程度ある箇所(2,000台/日以上)
- ・他事業関連箇所(他県との連携、他道路とのネットワーク等)
- ・緊急医療関連箇所(総合病院の直近、病院へのアクセス道路で迂回路がない等)

Bランクのうち、緊急度が低い7箇所は休止とする。

上記の考え方にに基づき評価を行い、まず「Aランク」と「Bランク」に分類を行った。

この結果「Aランク」18箇所、「Bランク」37箇所に分類され、さらに緊急度が低いもの、進捗率の状況等を総合的に勘案し、「Bランク」事業箇所の中から7箇所の休止箇所を決定した。

当該休止工事箇所については、すでに一部事業費を負担しており、平成22年度末までの累積投資額及び、予想される残事業費は次のとおりである。

(単位:百万円)

事務所名	路線名	工区名	種別	事業費内訳	全体事業費	平成22年度まで	残事業費
岐阜	(一)岐阜羽島線	茜部	現道拡幅	工事請負費	384	168	216
				委託費	27	27	0
				用地補償費	1,601	1,477	124
				その他	79	79	0
				計	2,091	1,751	340
揖斐	(一)川合垂井線	川合	現道拡幅	工事請負費	455	237	218
				委託費	13	3	10
				用地補償費	5	2	3
				その他	7	7	0
				計	480	249	231
美濃	(一)大原富之保線	武儀倉	バイパス	工事請負費	334	164	170
				委託費	4	4	0
				用地補償費	38	38	0
				その他	10	10	0
				計	386	216	170
郡上	(一)寒水徳永線	上古道	バイパス	工事請負費	382	282	100
				委託費	82	82	0
				用地補償費	47	40	7
				その他	12	12	0
				計	523	416	107
可茂	(一)井尻八百津線	小和沢	バイパス	工事請負費	1,463	0	1,463
				委託費	15	0	15
				用地補償費	22	0	22
				その他	0	0	0
				計	1,500	0	1,500
多治見	(一)市之倉内津線	古虎湫	バイパス	工事請負費	5,700	754	4,946
				委託費	277	157	120
				用地補償費	480	187	293
				その他	221	221	0
				計	6,678	1,319	5,359
高山	(国)257号	三尾河BP	バイパス	工事請負費	8,041	792	7,249
				委託費	550	417	133
				用地補償費	140	33	107
				その他	45	45	0
				計	8,776	1,287	7,489

休止事業においては、全体工区に対して一部供用開始している部分もあり、当該部分については、投資の成果として事業の効果が期待できる。

一方で、用地を取得したのみ、あるいは用地を取得し工事を一部着工したのみで、供用開始がなされていない部分もあり、当該部分については、投資に見合う事業の効果が期待できない。

7箇所の休止工区のうち、(一)岐阜羽島線 茜部工区に関して現在の状況を確認したところ、一部供用開始部分と、用地を取得しているものの工事に未着工の部分が確認できた。一部供用開始部分に関しては交差点手前の右折路線を拡幅し3車線化することで、渋滞の緩和という点で一定の効果をあげていることが確認できた。

しかしながら、全体事業費2,091百万円における約8割を占める用地補償費のうち、現在まで1,477百万円を用地補償費として投資してきているが、未供用の用地も多く確認され、取得時の状態のまま遊休資産となっている箇所も確認された。

(一)岐阜羽島線の休止工区における、平成22年度末までの累積投資額のうち、供

用開始されていない部分に対応する累積投資額は次のとおりである。

当該事業区間については、当初県単事業として進めていたものを途中から公共事業化しているため、公共事業（上段）と、県単事業（下段）にわけて買収価額を示す。

（一）岐阜羽島線における未利用用地の面積と買収価額

	取得面積 (m ²)	買収価額 (円)
公共事業	2,113.6	573,359,086
県単事業	1,986.6	560,531,844
合計	4,100.2	1,133,890,930

上記の未利用用地については、岐阜県の公共用地取得台帳をもとに集計。

公共用地取得台帳については、筆単位で取得面積や買収価額が記録されているため、同一の筆において、すでに供用開始がなされている部分がある筆については、全て供用開始されていると仮定し、未利用用地に含めていない。

さらに、上記の買収済みの用地のうち、供用開始されていない用地について、原始取得価額と監査時点での用地の評価額は以下のとおりである。

用地の評価額は平成 23 年分の「路線価図・評価倍率表」を使用し、算出額を 0.8 で割り戻した数値を時価相当額とした。なお、岐阜県が土地を買収する際の買収価額は原則として不動産鑑定士評価に基づくこととし、下記の算定額はあくまで路線価をもとに簡便的に算出した価額である。

監査人算出時価相当額と買収価額との差額

	取得面積 (m ²)	買収価額 (円)	路線価図をもとに算出した時価相当額 (円)	買収価額と時価相当額との差額 (円)
公共事業	2,113.6	573,359,086	162,244,596	△ 411,114,490
県単事業	1,986.6	560,531,844	150,743,416	△ 409,788,428
合計	4,100.2	1,133,890,930	312,988,012	△ 820,902,918

岐阜県の道路建設予算が削減される中で、過年度に開始した事業のすべてを継続的に行うことが困難となった結果、選択と集中の考え方にに基づき休止箇所の選定を行っている。

当該休止箇所について、事業開始時点ではもちろん、将来供用開始されることによって投資の効果の発現が期待されるものであったと推測されるが、休止が長引けば先行して買収した用地は投資の効果が保留されたままの状況が続くこととなり、また、将来的な環境変化により工事が将来完了した時点で、当初予定した投資効果があげられるかに不確実性が介在することとなる。

上表の結果のように、買収済みの用地のうち、供用開始されていない用地について、取得価額と監査人推定時価との評価差額が、現在およそ 8 億円となっており、他の休止した公共事業 6 箇所や県単事業での休止箇所を考慮すると未供用用地の評価差額は

さらに増加するものと推測される。

近年の日本における過剰な社会資本整備予算の削減により、地元要望が強い箇所等においても一時休止せざるを得ない岐阜県の厳しい財政状況に鑑み、過去の過大投資が原因かどうかも含め、今一度、休止事業の考え方を再整理し、他の事業との関係（便益、投資額等）をより精査した上で、事業継続の有無まで踏み込んだ検討をすることが望ましいと考える。

なお、休止した 7 箇所については、財政状況を踏まえつつ順次再開する見込みとなっており、具体的に何年後に事業再開するかどうかは未定である。

さらに、前述の休止した公共事業 7 箇所に加え、県の単費事業における一時休止箇所（平成 22 年度において工事を進めない箇所）を調査した結果、以下のような結果となった。

事業名		道路新設改良費					(単位:千円)		
事務所 区分	事業 区分	路線名	工区・箇所名等	市町村	大字等	全体事業費	平成21年度	平成22年度	平成23年度
							まで	まで	以降
岐阜	継続	(主)岐阜大野線	上西郷	岐阜市・本巣市	上西郷・文殊	1,420,827	1,378,176	0	42,651
岐阜	継続	(主)岐阜南濃線	堀津新田	羽島市	堀津新田	240,942	234,394	0	6,548
岐阜	継続	(一)安食粟野線	粟野西	岐阜市	粟野西	150,000	0	0	150,000
岐阜	継続	(一)柿野谷合線	柿野	山県市	柿野	187,535	2,000	0	185,535
岐阜	継続	(一)柿野谷合線	日永	山県市	日永	92,631	42,747	0	49,884
岐阜	継続	(一)根尾谷汲大野線	根尾高尾	本巣市	根尾高尾	638,207	623,207	0	15,000
岐阜	継続	(一)大垣江南線	正木町	羽島市	正木町	2,118,168	2,088,168	0	30,000
岐阜	継続	(一)神崎高富線	谷合	山県市	谷合	610,019	540,019	0	70,000
大垣	継続	(主)岐阜関ヶ原線	伊吹・青墓	大垣市・垂井町	青墓・伊吹	430,000	257,671	0	172,329
大垣	継続	(主)岐阜南濃線	蛇池	海津市	蛇池	478,263	278,263	0	200,000
大垣	継続	(主)羽島養老線	横曽根	大垣市	横曽根	189,038	127,315	0	61,723
大垣	継続	(一)安八海津線	海津町新田	海津市	海津町新田	353,626	332,020	0	21,606
大垣	継続	(主)木曾三川公園線	札野	海津市	札野	1,402,035	1,339,566	0	62,469
大垣	継続	(一)垂井停車場線	垂井	垂井町	垂井	310,506	260,506	0	50,000
揖斐	継続	(国)417号	三輪	海津市	三輪	310,469	189,330	0	121,139
揖斐	継続	(一)胞永万石線	杉野	池田町	杉野	389,506	307,242	0	82,264
郡上	継続	(主)白鳥板取線	内ヶ谷	郡上市	大和町内ヶ谷	350,000	12,744	0	337,256
郡上	継続	(主)大和美並線	貝付	郡上市	八幡町貝付	437,423	297,423	0	140,000
郡上	継続	(主)大和美並線	稲成	郡上市	八幡町稲成	493,174	13,174	0	480,000
郡上	継続	(一)鮎立恩地線	鮎立	郡上市	高鷲町鮎立	300,000	168,146	0	131,854
可茂	継続	(国)256号	渡合	白川町	渡合	404,383	159,006	0	245,377
可茂	継続	(一)越原付知線	越原	東白川村	越原	508,779	398,779	0	110,000
可茂	継続	(一)多治見八百津線	上惠土	御嵩町	上惠土	168,347	146,347	0	22,000
可茂	継続	(一)菅刈今渡線	土田	可児市	土田	1,200,000	14,643	0	1,185,357
恵那	継続	(主)豊田明智線	和合	恵那市	明智町和合	1,437,864	1,272,864	0	165,000
高山	継続	(国)158号	上岡本町	高山市	上岡本町	118,697	3,945	0	114,752
高山	継続	(一)御岳山朝日線	小瀬ヶ洞	高山市	朝日町小瀬ヶ洞	54,597	34,597	0	20,000
古川	継続	(主)神岡河合線	信包	飛騨市	古川町信包	503,560	4,575	0	498,985
古川	継続	(一)谷山線	瓜集	高山市	国府町瓜集	138,472	89,256	0	49,216
合計						15,437,068	10,616,123	0	4,820,945

事業名		地方特定道路整備事業費					(単位:千円)		
事務所 区分	事業 区分	路線名	工区・箇所名等	市町村	大字等	全体事業費	平成21年度	平成22年度	平成23年度
							まで	まで	以降
大垣	継続	(一)養老平田線	飯ノ木	養老町	飯ノ木	600,000	41,977	0	558,023
揖斐	継続	(主)春日揖斐川線	春日白川	揖斐川町	白川	1,300,000	513,961	0	786,039
揖斐	継続	(一)川合垂井線	春日古屋	揖斐川町	古屋	1,000,000	365,015	0	634,985
美濃	継続	(一)大原富之保線	武儀倉	関市	武儀倉	591,000	172,432	0	418,568
美濃	継続	(一)御手洗立花線	御手洗	美濃市	御手洗	850,000	705,708	0	144,292
郡上	継続	(主)大和美並線	浅柄	郡上市	美並町浅柄	448,117	258,117	0	190,000
可茂	継続	(一)井尻八百津線	井尻	御嵩町	井尻	501,140	410,191	0	90,949
可茂	継続	(一)山之上古井線	南坂	美濃加茂市	南坂	547,652	522,652	0	25,000
多治見	継続	(主)多治見犬山線	大沢	多治見市	大沢町	415,000	196,316	0	218,684
恵那	継続	(主)瑞浪大野瀬線	河上瀬	恵那市	上矢作町河上瀬	310,000	39,610	0	270,390
恵那	継続	(主)瑞浪上矢作線	漆原	恵那市	漆原	1,703,000	805,000	0	898,000
恵那	継続	(主)中津川田立線	西方寺	中津川市	西方寺	650,000	53,700	0	596,300
恵那	継続	(一)苗木恵那線	千旦林	中津川市	千旦林	300,000	75,804	0	224,196
恵那	継続	(主)恵那蛭川東白川	丸池	恵那市	丸池	380,000	304,707	0	75,293
下呂	継続	(主)下呂小坂線	跡津	下呂市	萩原町跡津	800,000	12,246	0	787,754
下呂	継続	(一)門和佐瀬戸線	火打	下呂市	火打	790,000	381,375	0	408,625
下呂	継続	(一)乗政下呂停車場線	乗政	下呂市	乗政	800,000	282,298	0	517,702
高山	継続	(主)高山上宝線	町方	高山市	丹生川町町方	780,000	528,264	0	251,736
高山	継続	(一)鼠餅古川線	森部	高山市	丹生川町森部	424,000	163,864	0	260,136
古川	継続	(一)檜ヶ岳公園線	奥飛騨温泉郷中尾	高山市	奥飛騨温泉郷中尾	700,000	130,229	0	569,771
古川	継続	(一)鼠餅古川線	宮地	高山市	国府町宮地	500,000	248,998	0	251,002
古川	継続	(一)古川宇津江四十八滝国府線	宇津江	高山市	国府町宇津江	666,049	171,957	0	494,092
合計						15,055,958	6,384,421	0	8,671,537

道路新設改良事業及び、地方特定道路整備事業における平成22年度一時休止箇所は、岐阜県全体で51箇所あり、その総事業費は300億円超規模となっている。平成21年度末まで170億円が費やされており、この中には、一部供用開始されている箇所も存在するが、予算の都合上平成22年度において一時休止とされ、全体工区の完成が将来に先送りにされた状態となっている。残事業費はおよそ134億円を見込んでいる。

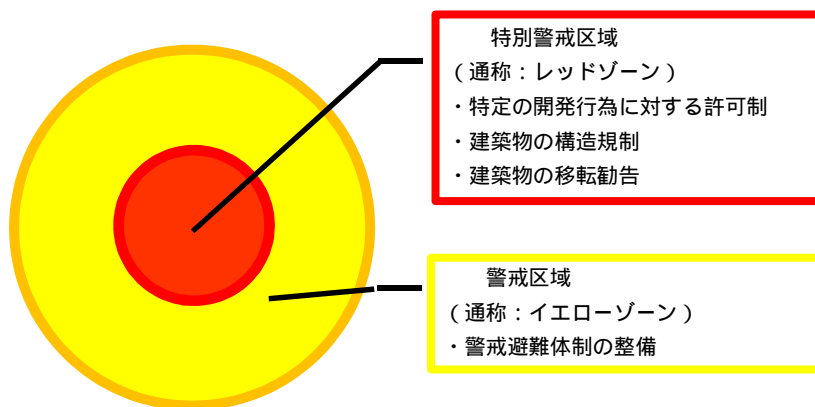
公共事業と同様、県の単費事業においても、一時休止箇所の再開のための予算の確保が今後の重要な課題である。

2. 河川及び砂防事業

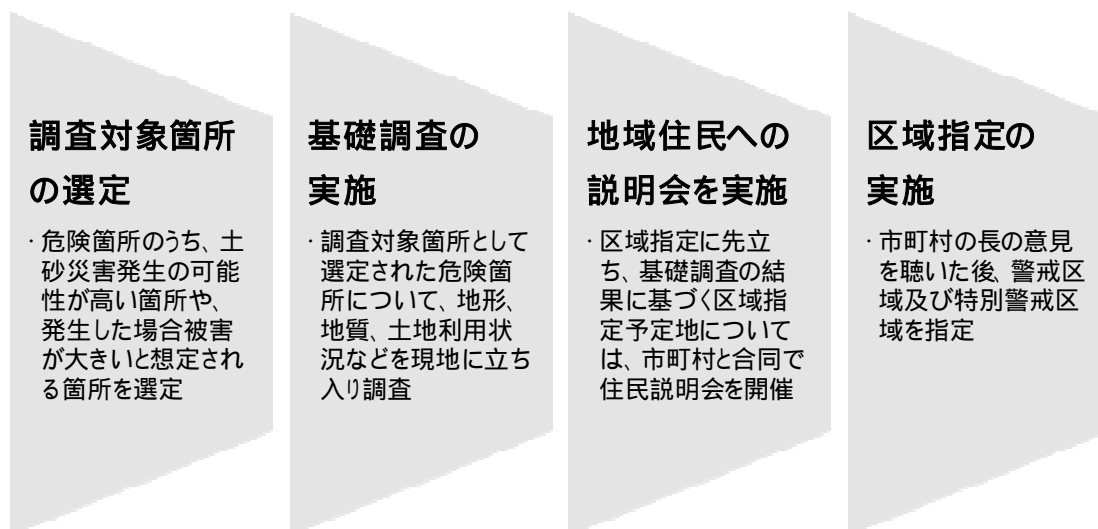
(1) 警戒区域等指定の進捗状況について（意見）

平成 13 年に施行された、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」とする。）は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

土砂災害防止法により、指定される区域には以下の 2 種類がある。



そこで、岐阜県内各土木事務所では、土砂災害防止法の趣旨のもと、以下の流れにより、警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っている。



以下は、岐阜県における区域指定の進捗状況を表すものである。

区域指定の進捗状況

(平成23年8月末現在)

土木事務所	下呂	岐阜	高山	揖斐	恵那	郡上
調査対象数	1,055	1,775	1,353	900	1,496	1,542
基礎調査完了数	513	736	856	459	1,073	827
基礎調査未完了数	542	1,039	497	441	423	715
基礎調査完了割合	48.6%	41.5%	63.3%	51.0%	71.7%	53.6%
区域指定完了数	0	129	254	197	433	526
区域指定未完了数	513	607	602	262	640	301
区域指定完了割合	0.0%	7.3%	18.8%	21.9%	28.9%	34.1%

土木事務所	多治見	美濃	可茂	古川	大垣	県全体
調査対象数	1,740	1,348	1,640	1,286	437	14,572
基礎調査完了数	1,017	665	1,062	741	437	8,386
基礎調査未完了数	723	683	578	545	0	6,186
基礎調査完了割合	58.4%	49.3%	64.8%	57.6%	100.0%	57.5%
区域指定完了数	713	569	783	626	437	4,667
区域指定未完了数	304	96	279	115	0	3,719
区域指定完了割合	41.0%	42.2%	47.7%	48.7%	100.0%	32.0%

基礎調査完了割合 = 基礎調査完了数 ÷ 調査対象数 (%)

区域指定完了割合 = 区域指定完了数 ÷ 調査対象数 (%)

岐阜県全体で基礎調査の完了割合は 57.5%と 6 割程度である一方、区域指定については 32.0%と土砂災害防止法が平成 13 年に施行されているにもかかわらず、依然低い水準である。特に、下呂土木事務所、岐阜土木事務所、高山土木事務所及び揖斐土木事務所は、岐阜県全体の平均を大きく下回っている。

この区域指定は、岐阜県における『八山系砂防総合整備計画』において、「ハード対策中心」であった従来の施策から、「安全な場所への避難」という新たな施策を実施するうえで重要な「危険箇所の明確化・周知」「土砂災害に対する警戒避難体制の整備」につながる重要な事業である。よって、計画では、平成 25 年度までに完了するとしているが、近年の災害による影響を考えた場合、計画以上に早く区域指定を完了し、警戒区域及び特別警戒区域に対するソフト対策の整備を進めることが望まれる。

(2) 砂防施設の維持管理について (意見)

岐阜県では、昭和初期より砂防施設の建設にあたり、コンクリートが使用されているが、時間の経過によって、破損・破壊、すり減り・摩耗、亀裂・ひび割れなど、劣化が発生することは避けられない。仮に砂防施設が崩壊した場合、土石流と崩壊したコンクリートによる住民への被害は甚大なものとなることが想像される。

近年の傾向として、砂防事業にかかる事業費は年々減少傾向にあり、新たな砂防施設の建設は、各土木事務所で数件程度であり、今後は現在の砂防施設の維持管理が重

要な課題となっている。

現在、各土木事務所では、「砂防指定地台帳」、「土砂災害危険区域図」及び「管内図」等様々な資料を利用し、または、関係機関等（県他部局、市町村、国機関等）や地域住民からの通報等をもとに、砂防指定地内に存する砂防施設の点検等を行い、維持管理に努めている。一方で、その網羅的な維持管理を考えた場合、その仕組みは存在していない状況にもある。

今後は、新たな砂防施設の建設が困難である現在の状況を踏まえ、既存施設の維持管理へとシフトしていくことが重要である。この考え方は、従来の『事業費や時間のかかるハード対策からの方向転換』という岐阜県の作成した「八山系砂防総合整備計画」における考え方とも合致するといえる。

一方、岐阜県内にある砂防施設の数は非常に多く、現在の各土木事務所の職員数では、すべての砂防施設を短期間に検証することは非常に困難である。

そこで、一般的にコンクリートの耐用年数が50年～100年とされていることから、一定年数を経過した砂防施設から順次維持管理の対象としていくという考え方をもとに、砂防施設の維持管理が進められることが望まれる。

具体的には、まず、砂防施設の建設時期を特定し、砂防施設にかかる台帳システムの整備を行う。そして、砂防施設を建設時期に応じて一定の年代別に分類を行い、建設時期の古いカテゴリーの砂防施設から維持管理を行うことにより、網羅的な検証を行うことが望まれる。

(3) 河川パトロールについて（指摘）

河川巡視規程において「平常時に河川管理の一環として定期的に行う河川巡視」を行うことが規定されている。これに基づき、各土木事務所長に対し「河川巡視計画の作成について（依頼）」として「A区間」に該当する河川区間については年2回以上、その他河川区間については、年1回以上（物理的に近づけない区間は除く）の計画的な河川巡視を実施するよう事務連絡を行っている。また、各土木事務所が策定した河川巡視年間計画を県庁の河川管理担当まで提出することを義務づけている。

これを踏まえ、ある土木事務所では巡視方針として、（ア）巡視回数を月4回、年48回程度とする。（イ）まず、全河川について1度目の巡視を行う。（ウ）次いで、日程上可能な限りA区間の河川及びA区間の河川以外で再巡視が必要な河川について2度目の巡視を行うとしている。

A区間：水防警報河川指定区間、堤防を有する区間、若しくは市街地への影響が大きく浸水想定区域図を作成している区間

監査の結果、ある土木事務所では、巡視計画を策定しているにもかかわらず、当初の計画通り実施できていなかったが、その理由等について検証されないまま完了して

いるケースが見受けられた。また、別の土木事務所では、河川巡視を実施すると担当者が事務所に不在となり業務も滞るため、巡視を行っていないケースも検出された。

これらは、河川巡視年間計画については県庁の河川担当への報告事項となっているが、河川巡視結果については県庁への報告事項となっておらず、各土木事務所所長報告事項となっている結果、計画が十分に達成されていない状況となっていると考えられる。

本来、河川巡視規程の作成された趣旨は、河川管理の一環として河川巡視を定期的に行うことにより、違法行為、河川管理施設等の異常な事態の発生、水質・水量その他河川環境の異常な事態などを早期に発見することにある。これにより岐阜県内の河川の持つ機能が最大限発揮され、河川の安全性の確保と良好な河川環境の保全に繋がる。しかし、現状、組織体制及び巡視体制に対するモニタリング機能が十分に機能していないため、本来の目的を充分果たしていない状況である。

河川巡視を実効性あるものとするため、組織体制のあり方を検討し、また結果を県庁への報告事項とする必要がある。

3. 農林事業

(1) ため池改修の計画と実績（意見）

岐阜県は、平成 18 年度から平成 22 年度までの基本計画として「ぎふ農業農村整備基本計画」を策定した。

当該基本計画の中で、災害に強い農村整備の一環として、県内の 2,477 箇所の農業用ため池のうち 322 箇所のため池が老朽等のため、改修が必要であると判断されている。

このうち、早急な改修が必要であると判断され、決壊時に下流の農地、民家、公共施設等への被害が大きいと想定される危険度及び緊急度が高い 71 箇所については、優先してため池の改修計画を策定している。

平成18年度 ため池状況

ため池総数 2,477	要改修ため池 322(71)
	改修済ため池 341
	改修不要ため池 1,814

農業用ため池の改修等整備計画

整備計画	整備済	整備計画 第1期(5ヵ年)	整備計画 第2期(5ヵ年)	整備計画 第3～7期(5期・25年)	整備計画全体 第1～7期(35年)
主な整備目的	利水目的・防災目的	防災目的			防災目的
年度	昭和28～平成17年度整備済	平成18～22年度整備	平成23～27年度整備	平成28～52年度整備	要改修ため池数
農業用ため池	341	25	46	251	322
平均整備数	7箇所/年	5箇所/年	9箇所/年	10箇所/年	9箇所/年

計画期間の改修目標数

(箇所)

農林事務所	計画時改修済ため池数 H18.4.1	計画後改修済ため池数 H22.3.31	5年間 改修目標数
岐阜	33	39	6
西濃	36	36	0
揖斐	8	8	0
中濃	24	25	1
郡上	7	8	1
可茂	113	123	10
東農	50	53	3
恵那	67	71	4
下呂	0	0	0
飛騨	3	3	0
合計	341	366	25

平成18年度から平成22年度までは、合計25箇所の改修を計画していたが、県営ため池等整備事業及び県営ため池防災対策事業を実施した結果、計画終了後の改修実績は、30箇所を達成することができた。(計画達成率120%)

計画期間後の改修実績数

(箇所)

農林事務所	計画時改修済ため池数 H18.4.1	計画後改修済ため池数 H22.3.31	5年間 改修実績数
岐阜	33	39	6
西濃	36	36	0
揖斐	8	8	0
中濃	24	25	1
郡上	7	8	1
可茂	113	125	12
東農	50	53	3
恵那	67	73	6
下呂	0	1	1
飛騨	3	3	0
合計	341	371	30

改修実績は30箇所です。計画比120%達成のため、十分であるかのように見える。しかし、要改修判定を受けたため池は計画時322箇所であるため、全体進捗率は9%程度である。基本計画では35年間で全てのため池を整備するとあるが、改修が必要と判定されたため池を35年間も放置するような印象は免れ得ない。

また、最近では予算規模が縮小傾向の中、県民の安全・安心を確保するために、ハー

ド面（ため池整備）だけでなく、ソフト面（ため池防災マップ作成）も重視されている。

しかし、当該基本計画（H18～H22）にも、地域の防災意識の向上を図るため、ため池防災マップ作成など地域防災体制の強化や、ため池の維持管理の適正化を図るため、管理者育成を支援し、維持管理の必要性の意識向上がソフト面の方針として挙げられているものの、防災マップ作成目標数の設定等の明確な数値基準はなかった。

以上から改善目標数は達成したものの、予算の制約から目標数自体が小さかったこと及びソフト面での数値目標数を設定していないことの2点から、現状の整備状況は不十分と考える。

なお、平成23年度から平成27年度までの「ぎふ農業・農村基本計画」のため池整備計画では、要改修ため池344箇所に対して、ハード面では「10年間で目標50箇所の改修」、ソフト面では「10年間で目標272箇所の防災マップ策定」を設定し、ハード面又はソフト面の目標のうちどちらかの達成を計画している。予算規模が縮小する中でソフト面においても明確な目標値を取り入れたことは評価できる。今後実施する計画の推移を注視する必要がある。

(2) ため池の要改修判断の検証（意見）

岐阜県は「ぎふ農業農村整備基本計画」（平成18年度から平成22年度）及び「ぎふ農業・農村基本計画」（平成23年度から平成27年度）のため池整備計画で県内2,477箇所の農業用ため池うち300箇所超のため池を老朽等のため改修が必要と判断し、優先して改修を計画している。

ため池は、岐阜県土地改良事業団体連合会（県土連）の管理指導員が土地改良施設の円滑かつ適正な管理を図るため、管理指導業務として、県内の基幹的農業水利施設（ダム、排水機場、水路、ため池等）についての施設診断を実施している。

改修が必要かどうかの診断は下記のとおりに行われている。

県内ため池で提高10.0m以上、又は受益面積20ha以上を有するため池は、5年に1回の「定期診断」を実施しており、ため池を「診断1（早期に改修の必要あり）」、「診断2（改修の必要あり）」に区分して、要改修の判定をしている。なお、「定期診断」対象となっているため池は、238箇所である。

また、「定期診断」対象施設外では管理責任者（土地改良区、市町村等）からの要請に基づいて随時に「要請診断」を実施している。「要請診断」の手続は、「定期診断」の場合と同様である。なお、「要請診断」対象となったため池は、668箇所である。

県内のため池2,477箇所のうち「定期診断」及び「要請診断」対象となったのは906箇所であるため、残り1,571箇所は診断を実施していない状態である。また、診断結果は次表のとおり、「診断1」は150箇所、「診断2」は196箇所であり、合計346箇所

所が要改修の判定とされている。

	定期診断		要請診断		合計	
	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
診断1	29	12%	121	18%	150	17%
診断2	59	25%	137	21%	196	22%
危険なし	150	63%	410	61%	560	62%
合計	238	100%	668	100%	906	100%

ため池の改修判定は、長期的な基本計画でのため池整備計画を策定するための基礎であるため、効率的かつ有効な整備計画を策定しているか判断するために非常に重要である。

「定期診断」は、ため池の状態に関わらず、一律実施されるものであるのに対し、「要請診断」は、管理者の自主的な要請で実施されるものである。そのため、「要請診断」の方が「定期診断」よりも高い割合で要改修の危険診断「診断1」又は「診断2」が判定されることも考えられるが、「県土連による危険診断結果概要」では、「定期診断」も「要請診断」も同じ割合（40%弱）で「診断1」又は「診断2」が判定されている実態がある。

このため、診断未実施の1,571箇所には診断が実施されたと仮定すると、過去の判定実績割合が40%弱であることから、相当数が要改修の「診断1」又は「診断2」として判定される可能性が極めて高いと推測される。

要改修と判定されたため池が平成18年度では322箇所であったのに対し平成23年度（「ぎふ農業・農村基本計画」策定時）では344箇所となっている。この5年間で30箇所の整備が完了したにも関わらず、要改修ため池が増加しているのは、5年間の危険診断で潜在的に決壊リスク等を有していたため池が顕在化した結果と考えられる。

また、過去に「要請診断」で要改修と判定されたため池については、その後、危険診断を実施していない。要改修ため池は決壊リスク等が高いため、「定期診断」対象とする等の措置が望ましい。

「ぎふ農業農村整備基本計画」（平成18年度から平成22年度）及び「ぎふ農業・農村基本計画」（平成23年度から平成27年度）のため池整備計画は、県土連の施設診断で要改修判定に区分されたため池を優先して策定されている。

ため池の管理者は、市町村、水利組合等の農業者の団体、個人であることから、全て県がその管理状況を把握する義務を負うかは議論の余地があるが、しかし、現状の危険診断では県民の安全・安心を守るためのリスク管理として網羅性に欠け不十分である。危険診断の対象外としたため池にも災害時に決壊のおそれがあるため池は一定数存在すると考えられる。そのため、危険診断未了のため池全てについて危険診断を実施するか、代替的方法によって決壊リスク等を洗い出し、整備計画に反映する必要がある。

以下に危険診断未了のため池について、決壊リスク等を洗い出す方法を提案する。

- a. 貯水量、液状化指数、提高等から決壊リスクが高いため池の優先順位を総合的に決定する。
- b. 管理責任を有する市町村等に診断方法を指導し、ため池状況について報告を受ける。
- c. 県単事業で県土連に診断委託をする、又は現地農林事務所による診断を実施する。

(3) ため池耐震性対策（意見）

東日本大震災にて農業用ため池（福島県藤沼ダム）が決壊したことにより人的被害（死者7名、行方不明者1名、家屋全壊19棟、床下浸水55棟）が発生した。

震災後、岐阜県震災対策検証委員会は、液状化現象の発生予測と照らし合わせ、県内全ての農業用ダム及びため池について総点検を行うべきと提言している。

従来は防災・減災を目的に県土連による一定規模以上のため池は「定期診断」、市町村等から要請がある場合は「要請診断」による危険診断を実施していた。

しかし、当該危険診断は目視が中心であり、提体、基礎地盤の内部構造まで検査を行っておらず、ため池の耐震性は不明であった。

また、県はため池の管理責任を負担しないため、防災マップ作成も進んでおらず、地域住民のため池の地震時の危険性について情報が不足している状況である。

そのため、地震時に甚大な被害が想定されるため池等の提体、基礎地盤の地質調査を実施するため、9月補正予算で事業費2億200万円が承認され、平成23年度からため池の耐震診断に着手することとなった。

県内2,477箇所あるため池は、地震に対する安全性が不明なものが多いが、液状化及び被害の大きさに着目し、以下の合計51箇所のため池の調査及び緊急的に必要な対策を実施する。

耐震性診断対象ため池

危険診断で「診断1（早期に改修の必要あり）」とされ、かつ下流に被害があると判定されたもののうち、液状化指数15以上のため池	9箇所
貯水量 10万m ³ 以上のため池	42箇所
合計	51箇所

液状化指数(PL値)

液状化指数はある地点の液状化の可能性を総合的に判断しようとするものであり、各土層の液状化強度(せん断応力に対する強度)を深さ方向に重みをつけて足し合わせた値 なお、岐阜県の液状化指数については県域統合型GISで公開している。

液状化指数 = 0.0	液状化発生危険性がない、あるいは極めて少ない
0.0 < 液状化指数 5.0	液状化発生可能性が低い
5.0 < 液状化指数 15.0	液状化の可能性あり
液状化指数 > 15.0	液状化の危険性が高い

東日本大震災での被害のとおり、地震を想定したため池の安全性確保は重要課題であるが、従来のため池危険診断は、耐震対策を中心に実施されてきたわけではなく、規模的重要性(提高、貯水量、受益地面積)を重視し、危険診断や監視の対象としていた。今回の計画では、上記のとおり、規模的重要性だけでなく、液状化指数を指標に加えて、対象ため池を51箇所選定している。したがって、今回の計画はその点で画期的である。また、県予算で耐震対策を計画しており、県の主導性、積極性及び問題意識の高さが伺える。

しかし、耐震性診断調査に選定したため池51箇所のうち9箇所は、危険診断で「診断1(早期に改修の必要あり)」と判定したものを対象としており、これについては、県土連による危険診断の網羅性に問題があるため、他に耐震対策の対象となり得るため池が存在する可能性があると考えられる。

また、ボーリング調査等の地質調査等が可能なため池数として51箇所を対象として限定しているのは、財政的な問題から予算の制約が存在するからである。今後は、今回の調査結果を踏まえ、他のため池調査について検討することが望まれる。

(4) 治山施設点検検証(意見)

治山施設の所有権は、主として土地所有者である個人が保有しているものの、岐阜県は治山施設について管理責任を有している。

したがって、岐阜県は点検及び視察を実施する権限及び責任があるが、現地機関職員による任意の点検等は実施しているものの、定期的な点検等は要求されていないこともあり、また、県内に約25,000施設存在する治山施設の全てを点検等するのは困難であるため、過去に計画的、網羅的な点検計画を策定及び実施したことはなかった。

そこで、岐阜県では景気後退に伴う県内の雇用や企業経営、県民生活への影響に対し、雇用対策の一環としつつ、県民の安全を確保するため、治山事業により設置した施設の一斉点検業務を実施して、これら点検業務に携わる人員の雇用を創出している。(平成21年度予算 3,380万円 雇用32人)

平成21年から開始している点検業務は、治山施設の評価を効率的に行うため、全体施設から危険地区指定の有無、保全対象の有無等の条件を満たす施設を抽出し危険度

を判定する。抽出された施設は林野庁発刊の「山地災害危険地区調査要領」に基づき危険度 A、B、C に分類し、危険度 A、B の施設は調査を優先して実施する。

なお、危険度 A は約 3,320 施設、危険度 B は約 3,300 施設、危険度 C は 2,280 施設であり、危険度 A、B の施設約 6,620 施設は平成 21、22、23 年度で点検が完了した。治山 GIS (Geographic Information System : 地理情報システム) で管理されている施設数は、約 25,000 施設であるため、全施設の約 40%強が 3 年間の点検業務で評価されることになる。

県事業の委託を受けた事業者は、雇用した人員に一定の教育を施し、点検対象の施設を現地調査し施設の状態に基づき総合評価を実施する。総合評価は S、A、B、C でランク付けする。点検結果は、評価シートに記録し現地機関及び県庁に報告する。また、点検結果は GIS へも入力され、情報を一元化している。現地機関では現地調査者の総合判定の評価結果について再度評価を実施している。

農林事務所別 治山施設点検状況(平成22年度末現在)

農林事務所	全治山施設 (件) GIS内管理	点検実施(件)			Sランク(件)			Aランク(件)			Bランク(件)			Cランク (件)	点検 不可能 (件)	県の チェック済み (件)	事業化 予定済み (件)
		管理 施設	新規 発見		管理 施設	新規 発見		管理 施設	新規 発見		管理 施設	新規 発見					
岐阜農林	949	1,482	946	536	1	0	1	44	22	22	1,342	829	513	-	95	1	1
西濃農林	876	1,446	923	523	11	7	4	28	20	8	1,173	662	511	-	234	5	1
揖斐農林	2,486	2,458	1,934	524	15	10	5	88	71	17	1,887	1,385	502	-	468	11	
中濃農林	641	325	275	50	0	0	0	7	6	1	273	224	49	-	45		
郡上農林	3,282	738	737	1	1	1	0	7	7	0	548	547	1	-	182		
可茂農林	2,222	526	448	78	0	0	0	15	14	1	391	314	77	-	120		
東濃農林	1,423	459	431	28	1	1	0	6	6	0	327	299	28	-	125		
恵那農林	5,373	1,931	1,767	164	4	4	0	19	19	0	1,302	1,138	164	-	606	4	
下呂農林	2,798	555	555	0	1	1	0	1	1	0	364	364	0	-	189	1	1
飛騨農林	5,144	708	705	3	3	3	0	9	9	0	467	464	3	-	229	3	
合計	25,194	10,628			37			224			8,074			-	2,293	25	3

評価に際し、危険度別に各施設をS、A、B、Cの4ランクに分類している。

各ランクのレベルは次のとおりである。

- Sランク 緊急に修繕が必要
- Aランク 計画的に修繕が必要
- Bランク 施設の機能が維持されているため経過観察とする
- Cランク 異常なし

点検結果Cランクについては、緊急雇用者での判断が難しいため今回の点検結果から除外している。

治山施設について、岐阜県は管理責任を有するため、施設の状況を把握する業務として台帳管理及び点検業務を行っている。このように、県内施設の情報を管理することで、関係者の利害調整を円滑に実施することが可能となる。特に施設点検は、住民の安全・安心に直結する業務であるため、緊急雇用対策の一環とはいえ、県主導の下、一斉点検が実施されたのは評価できる。しかし、点検結果は県に報告されているが、現在、県担当者が点検結果を確認している段階であり、所有者には報告されていない。

点検結果はランク付けされており、緊急に修繕が必要な治山施設も認識されている。当該情報は近隣住民にとって有用であるため、速やかに情報を提供することが望ましい。また、情報提供することで県との認識の共有を図ることは、市町村等や所有者から修繕の要望を促す効果もあると考えられる。

さらに、点検結果が県によって適時適切に確認されるように、実施内容及び報告時期等の運用面について明確にすることが望ましい。

現地機関担当者は現地調査等を踏まえ、再評価後の結果を GIS に入力している。

緊急に修繕が必要な治山施設として S ランクとされた施設 37 件について、現地機関の対応を確認した結果、下記事項が検出された。

- 8 件が現地機関の確認が未了であった。早急な確認が望ましい。
- 10 件が修繕済み又は修繕計画があった。
- 15 件が確認の結果、実際は A ランク以下の施設であった。
- 4 件が「練石積谷止のため他所管施設」としていた。所管部署を確認する等の必要な対応が望ましい。

また、治山施設に対して一斉点検業務を実施しているが、あくまで雇用対策の一環である。そのため、緊急雇用対策にかかる点検業務は平成 23 年度に完了するため、その後の点検業務の方向性が不透明である。

治山施設の管理責任は岐阜県が有しているため、責任履行の一環として定期的な点検業務を行うことが望ましい。しかし、予算、人員、時間等の資源に制約があるため、定期的かつ網羅的な当該施設の状況把握は著しく困難であると考えられる。

よって、下記に治山施設の状況把握の方法について案を列挙する。効率的な方法で状況把握を定期的かつ網羅的に行い、点検業務に結びつけていただきたい。

- 10 年又は 20 年といった長期的ローテーションによる点検
- 今回の 3 年間の点検業務の結果を受けた効率的な点検
- 今回の 3 年間の点検業務の取組の公表及び GIS への登録・閲覧
- 施設所有者との連絡網の構築や近隣住民からの情報提供呼びかけ

4. 契約事務及び事業評価

～ 建設工事契約変更事務～

建設工事は予知できない自然条件や地質・土質等種々異なる条件を前提に行わざるを得ないため、予測できない事態が生ずることは避けられない。したがって、やむを得ず設計変更を行う場合、設計変更及びそれに伴う契約の取扱いに関する必要な事項を定めて、事務の適正化、合理化を図るための要領として「建設工事変更事務処理要領」(平成 19 年 6 月 1 日施行)(以下、変更事務処理要領とする。)を定めている。変更事務処理要領によれば、契約を変更することは例外的なものとして位置付けられているところ、軽微ではない変更に際しては、その重要性を鑑み、所定の手続きを経る必要がある。

(1) 契約変更手続の形骸化（指摘）

真にやむを得ない事情により建設工事契約変更の必要が生じた場合、変更事務処理要領第 8 によれば、軽微な変更を除き、指名委員会諮問または指名委員会報告の必要がある。なお、当初設計金額が 3 億円以上の場合は、これに加えて本庁部会報告も必要となる。

しかしながら、軽微な変更でなく、緊急を要する変更事項でないにもかかわらず施工業者への直接的な指示書ないしは協議書によって事実上の設計変更をしており、工事契約期間終了直前に一括して契約変更手続を実施している事実が散見された。

指名委員会への報告及び諮問にかけた段階では、すでに変更後の設計に基づき工事が開始されており、事実上、変更を覆すことができない状態となっている。

前述のとおり、一旦締結した契約を変更することは例外的なものと位置付けられているため、例外を認めるためには指名委員会への報告ないし諮問を実施するよう義務付けられているものであり、それが形骸化することにより、安易な契約変更を乱立するおそれがある。

従って、変更事務処理要領で報告ないし諮問の実施を定めた趣旨を踏まえ、正確な運用を徹底する必要がある。

(2) 委託業務契約に係る変更事務処理要領の不存在（指摘）

建設工事契約に係る変更事務処理については「建設工事変更事務処理要領」（平成 19 年 6 月 1 日施行）が存在するが、委託業務契約に係る変更事務処理については、何ら規程や要領が存在しない。

このため、建設工事契約においては、軽微な変更（下記参照）以外の契約変更が発生した場合には、指名委員会への報告もしくは審議や変更契約の締結等が必要となるが、委託業務契約については、これらの手続は不要となっており、実際に、当該手続を経ずして軽微変更以外の変更契約を締結しているケースが見受けられた。

変更例

工 事 名	治山事業調査測量設計業務
工 事 場 所	関市上之保字下貝津地内
当初契約金額	2,362,500 円
最終契約金額	2,927,400 円
変更増額率	23.9%

なお、所内規程として指名委員会への報告を義務付けている事務所も存在する。

「建設工事変更事務処理要領」（平成 19 年 6 月 1 日施行）
（軽微な変更）
第 6 設計変更のうち次の各号に該当するものは軽微な設計変更（以下「軽微変更」）

という)として取扱うことができる。

- (1) 設計変更の内容が、当該工事の基本的内容に重大な影響を及ぼさないもので、別表 1, 2 の各号のいずれかに該当するもの
- (2) 設計変更による変更見込金額が当初請負額の 10%未満で、かつその金額が 500 万円未満のもの

県の予算を用いて、一定の業務を遂行しているという意味では、建設工事契約も委託業務契約も同種であるにもかかわらず、必要な事務処理手続が異なるのは公平な取扱いではない。委託業務契約についても早急に変更事務処理要領を整備すべきである。

なお、所内規程としての整備は事務所ごとに手続きに格差が生じるため、採用すべきではなく、県として統一した方法を整備する必要がある。